

那覇市告示第 571 号
令和 6 年 3 月 1 9 日

那覇市総合福祉センターの指定管理者の指定について

那覇市総合福祉センターの管理・運営を行わせる指定管理者の指定について、地方自治法（平成 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき令和 6 年 2 月那覇市議会定例会において議決を得たので、那覇市総合福祉センター条例（平成 17 年条例第 45 号）第 17 条第 4 項の規定により、次のとおり告示する。

那覇市長 知 念



1 指定管理を行わせる公の施設

名 称 那覇市総合福祉センター
所在地 那覇市金城 3 丁目 5 番地 4

2 指定管理者となる団体

名 称 社会福祉法人 那覇市社会福祉協議会
所在地 那覇市金城 3 丁目 5 番地 4
代表者 会長 川満 正人

3 指定期間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで